令和８年（フ）第５５３７号
大阪市都島区毛馬町５丁目４番25号　チェリーブロッサム　205号
債務者　藤方　　優
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２９号
大阪市城東区今福西５丁目１番16号　アインス蒲生　６Ｅ
債務者　吉本　和則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７３２号
大阪市城東区野江２丁目16番25―307号
債務者　阪東　忠晴
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７５６号
大阪市大正区小林西２丁目11番10号　201号
債務者　齊藤　美香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８３２号
大阪市西成区天下茶屋３丁目25番12号　ハイツ泉
債務者　土居　幸次
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６号
岩手県奥州市水沢台町６番16号　Ｓｔｒｅａｍ　Ｓｔｙｌｅ310　Ｂ棟　205号室
債務者　中川　　治
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１２０３号
仙台市青葉区霊屋下７番６号　フローラルフラッツ103
債務者　仲田　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
宮城県石巻市門脇字二番谷地13番地312　市営二番谷地復興住宅１―12号、前住所宮城県名取市植松四丁目10番15―101号　コーポ石橋Ｂ
債務者　近藤　麻璃
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３４号
宮城県気仙沼市古町一丁目８番73号
債務者　須藤　麻紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２７０号
茨城県つくば市松代３丁目18番地１　サンビレッジＡｂｂｅｙ　Ｂ棟203号
債務者　ジャンヤン（ＺＨＡＮＧ　ＹＡＮＧ）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
茨城県石岡市北府中三丁目１番５号
債務者　小松﨑美明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９１号
茨城県つくば市水守1598番地１
債務者　平塚　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
茨城県牛久市南５丁目14番地４（緑ヶ丘ハイツ101）
債務者　佐藤　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７６号
茨城県神栖市日川245番地１　アルコ・イーリス104
債務者　伊藤　昇弥
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第１７８３号
東京都三鷹市井口２丁目16番２―102号
債務者　斉藤　　司
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５９号
東京都八王子市大船町231番地44
債務者　川島　航明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６４号
東京都小平市天神町３丁目１番７号スターハイム小平213号
債務者　金子　辰吉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部